

建設工事案件における最低制限価格等の事後公表の拡大及び予定価格の一部事後公表について

寝屋川市では、令和6年度から、建設工事案件における最低制限価格及び低入札価格調査基準価格（以下「最低制限価格等」という。）の事後公表を実施しています。

令和8年度は、下記1のとおり予定価格（税抜）1億円以上の案件を全件事後公表とし、対象案件の拡大を図ります。

また、下記2のとおり、令和8年度から予定価格の一部事後公表を実施します。

記

1 最低制限価格等の事後公表対象案件の拡大

案件区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
予定価格（税抜） 3億円以上の案件	最低制限価格等 全件事後公表	最低制限価格等 全件事後公表	最低制限価格等 全件事後公表
予定価格（税抜） 1億5,000万円以上 3億円未満の案件	最低制限価格等 一部事後公表		
予定価格（税抜） 1億円以上 1億5,000万円未満 の案件		最低制限価格等 一部事後公表	
予定価格（税抜） 1億円未満の案件			最低制限価格等 一部事後公表

※ 予定価格（税抜）1億円未満の案件については、市契約事務審査委員会が事後公表対象案件を決定します。

※ 令和9年度も拡大を図り、令和10年度には全ての案件について、最低制限価格等の事後公表を予定しています。

## 2 予定価格の一部事後公表の実施

建設工事案件に係る予定価格について、予定価格（税抜）3億円以上の案件は全件事後公表とし、3億円未満の案件についても一部事後公表とします。

※ 予定価格（税抜）3億円未満の案件については、市契約事務審査委員会が事後公表対象案件を決定します。

※ 令和9年度以降、対象案件の段階的な拡大を検討します。

## 3 予定価格の事後公表を行う案件の再入札の実施

建設工事案件の予定価格の一部事後公表に伴い、以下のとおり再入札を実施します。

(1) 建設工事案件で予定価格の事後公表を行う案件に限り適用し、1回のみ再入札を行います。

(2) 再入札の対象者

1回目の入札において予定価格を超過して入札した者

※ 1回目の入札において最低制限価格に満たない入札をした者は、再入札に参加できません。

(例) 予定価格（事後公表）50,000,000円

最低制限価格（事後公表）45,000,000円

応札者	1回目の入札	再入札	備考
A	44,000,000円	—	1回目の入札において最低制限価格に満たないため再入札に参加できない。
B	43,000,000円	—	
C	51,000,000円	49,500,000円	再入札により落札
D	52,000,000円	49,750,000円	
E	辞退	—	

※ 再入札においても落札決定に至らなかった場合は、不調とします。

## 4 適用開始日

上記1～3について、令和8年4月1日以降に入札公告等を行う建設工事案件に適用します。

## 5 留意事項

最低制限価格等をはじめ、発注に関して公表されていない情報を職員から聞き出すとする行為は、情報入手の有無にかかわらず指名停止の対象となります。